

生産現場カイゼン集中ゼミナール参加企業選考委員会設置要綱

平成18年5月10日制定

平成19年5月14日一部改正

第1 目的

生産現場カイゼン集中ゼミナールの参加企業の選定等を行うため、生産現場カイゼン集中ゼミナール参加企業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

第2 選考委員会の構成

- 1 選考委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、経済部長が委嘱する者をもって構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) (社)北海道機械工業会の職員
 - (3) (財)北海道中小企業総合支援センターの職員
 - (4) 工業試験場の研究職員
- 2 経済部長は、必要に応じ、オブザーバーの出席を求めることができる。

第3 所掌事務

選考委員会の所掌事務事項は、次のとおりとする。

- (1) 参加企業の選考に関すること
- (2) ゼミナールのグループ構成に関すること
- (3) ゼミナールを遂行するための助言指導等

第4 委員長

- 1 選考委員会に委員長及びその代理を置く。
- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、代理がその職務を代行する。

第5 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

第6 選考委員会の招集

選考委員会は、経済部長が招集する。

第7 事務局

選考委員会の事務局は、経済部商工局産業振興課に置く。

附則

この要領は、平成18年5月10日から施行する。

附則

この要領は、平成19年5月14日から施行する。